

## 高速バスアップル号をご利用ください

問い合わせ 関越交通(株)沼田営業所 ☎01111

高速バス「アップル号」は、沼田駅と群大病院の間を運行しており、沼田駅前と保健福祉センター前には、利用者専用の駐車場(無料)も完備され、便利に利用できます。

自家用車の利用を控え、アップル号を利用することで、CO<sub>2</sub>の削減にもなり環境問題への取り組みにもなります。市では、アップル号の運行を支援していますが、利用者の減少により負担額が増えています。アップル号の運行を維持するためにも、ぜひ、ご利用ください。

普通運賃 大人930円、小人470円

往復乗車券 大人1,550円、小人780円

回数乗車券(17枚つづり) 1万300円

特別平日定期 1カ月2万4,480円、3カ月6万9,770円

その他 無料駐車場を利用する場合、関越交通(株)沼田営業所までご連絡ください



アップル号の運行維持にご協力を!

停留所		出発時刻	
沼田駅～群大病院間(約1時間)		沼田駅前発	群大病院発
沼田市内	沼田駅前	平日	
	沼田市役所前	7:05	8:30
	神明神社前	8:45	10:00
	保健福祉センター前	10:30	12:30
	沼田三軒屋	12:15	15:10
	市営住宅入口	14:50	16:10
前橋市内	運転試験場前	16:20	17:40
	NHK東	17:50	19:10
	群馬中央病院前	土・日曜日、祝日	
	県庁前	8:45	10:00
	グリーンドーム前橋	11:20	13:25
	日銀前	15:00	16:10

## 後期高齢者医療制度のご案内

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132



### ●被保険者証

保険証の有効期限は7月31日(日)までです。8月から使用する保険証は、7月中に郵送します。新たに75歳になる人は、誕生日の前月までに郵送します。保険証には、自己負担割合が記載されていますので、診療を受けるときは医療機関の窓口必ず提示してください。

### ●高額療養費

1カ月の医療費が高額になった場合には、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。初めて高額医療の該当になったときは、群馬県後期高齢者医療広域連合から高額療養費支給申請書が郵送されますので、必要事項を記入して市民課国保年金係へ提出してください。

### ●高額介護合算療養費

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、毎年8月から翌年7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額を合算し、世帯の限度額を超えた分が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。本市に継続して住民登録している群馬県後期高齢者医療被保険者が支給対象になった場合は、申請の案内を通知します。

### ●限度額適用・標準負担額減額認定証

入院や外来の1カ月当たりの自己負担限度額は所得によって異なります。市民税課税世帯の人は、病院の窓口で保険証を提示することで自己負担限度額までの負担となります。市民税非課税世帯の人は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。これを病院の窓口で提示すると自己負担限度額・標準負担額までの負担となります。

### ●保険料の仮徴収開始

4月から保険料の仮徴収を開始します。今年2月の保険料が年金から天引きされた人は、その額と同額が8月まで年金から仮徴収されます。その他の人は、平成27年度の保険料を基に暫定の保険料(仮徴収額)を算出し、4月と6月に納付していただきます。

本算定(8月)で、平成28年度の保険料額確定後に仮徴収で納めた額の残りをその後の納期で納付していただきます。

### ●保険料の納付

保険料は納期限内に納めましょう。保険料を滞納すると、短期被保険者証が交付されることがあります。また、金額や滞納期間によっては延滞金が加算されます。保険料は滞納したままにせず、ご相談ください。

## 国民健康保険の手続きはお早めに



就職や退職などに伴う国民健康保険(以下「国保」という)の加入や脱退には届け出が必要です。

異動のあった日から14日以内に手続きをしてください。

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3134  
白沢支所生活係 ☎内線31  
利根支所生活係 ☎内線40

## 国保の加入・脱退

退職して職場の健康保険を脱退した、健康保険の扶養家族でなくなったなどの理由で国保に加入する場合は届け出をしてください。届け出が遅れた場合、国保税は職場の健康保険を脱退した日までさかのぼって納める必要があります。

また、就職して職場の健康保険に加入したり、健康保険の扶養家族になったなどの場合には国保脱退の届け出をしてください。

## 学生用の保険証

市外に住所を定める学生に学生用の保険証を交付しています。該当する人は届け出をしてください。

すでに学生用の保険証を持っている人も、毎年4月に更新の手続きが必要です。

また、学生でなくなった場合は速やかに届け出をしてください。

## 6月までは仮算定

4月から6月(1期~3期)までの国保税は、前年度の課税額を参考に算定しています。7月に年税額を計算し、6月までの税額を差し引いた残りを7月から翌年3月(4期~12期)に納付していただきます。

	届け出が必要なおとき	手続きに必要なもの
国保加入	他の市町村から転入してきたとき	転出証明書
	職場の健康保険をやめた、またはその扶養家族から外れたとき	社会保険離脱証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
国保脱退	他の市町村に転出するとき	国民健康保険の保険証
	職場の健康保険に加入した、またはその扶養家族になったとき	国民健康保険の保険証/加入した保険の保険証
	死亡したとき	国民健康保険の保険証
その他	住所、世帯主、氏名などを変更したとき	世帯全員の保険証
	修学のため別に住所を定めるとき	国民健康保険の保険証/在学証明書
	保険証を紛失・破損したとき	身分を証明するもの

※身分を証明するものは、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、在留カード、住民基本台帳カード(写真付きのもの)などです。それ以外のものを持参する場合は、手続き前に国保年金係までご確認ください

## 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の入院時食事代(1食当たりの標準負担額)が変わります

入院時食事代の標準負担額は、一般の所得区分の人で1食当たり260円でしたが、制度改正により今年4月から1食当たり360円に変更される予定です。

詳しくは、市民課国保年金係までお問い合わせください。

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3133へ

## 年金の窓口からお知らせ



### 国民年金は誰もが加入する制度

日本に住む20歳以上60歳未満の全ての人が、国民年金に加入します。

加入者は職業などによって3グループに分かれ、それぞれ加入手続きが異なります。

#### ■第1号被保険者

自営業、学生、フリーター、無職の人などで、加入手続きは市民課国保年金係、または白沢・利根支所生活係で行います。

#### ■第2号被保険者

会社員や公務員など、厚生年金に加入されている人で、加入手続きは勤務先が行います。

#### ■第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている配偶者で、加入手続きは第2号被保険者の勤務先を経由して行います。

問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279-1607へ